

2014 北海道最賃情報

No. 2

2014. 6. 20(金)

連合北海道最賃対策委員会

6.19朝街宣に 連合本部 須田総合労働局長駆けつける

連合北海道・最賃対策委員会は、6月19日(木)8:00～最低賃金の引き上げを求める街頭宣伝行動を実施し、21人の組合員と共に、1300枚のチラシを配布した。連合本部 須田総合労働局長(中央最低賃金審議会委員)も駆けつけ、「北海道の最低賃金は時給734円、これは法律で定められた最低限の時給であり、月額14万円にもならず、ここから税金や社会保険料、光熱費などを支払っては、暮らしていけない。物価が上がり、消費税が上がる中で給料が上がらなければ、普通の最低限の暮らしは成り立たず、経済の好循環などあり得ない。連合はそれぞれの都市で暮らしていける賃金を調査しており、734円では暮らしては行けない。我々連合は、早期に800円そして誰でも1000円の最低賃金を目指している。いよいよ、7月から始まる中央最低賃金審議会では、ここ札幌駅前でいただいた激励の声や、時給734円では低いという声をバックに、中央の審議会委員として最賃引き上げに臨んでいくことを表明する。北海道のみならず、共に闘いましょう！」と力強く呼びかけました。

また、連合北海道 永田組織労働局長(北海道最低賃金審議会委員)からは「この最低賃金すら、去年は5.3%の経営者が守らなかった。道内では約5万人の労働者が最低賃金未満で働かされている。春闘から約半年遅れではあるが、今年10月1日の発効を目指し、最低賃金に張り付く36万人を越える非正規労働者の労働条件が改善されるよう、最低賃金引き上げに向けて取り組んでいく。」との表明があった。

連合北海道では、今後6月27日(金)に北海道労働局・最低賃金審議会会長に対し、最低賃金の実効ある水準への改善をはかるべく、北海道地方最低賃金改正等に関する要請行動を実施する。第2回北海道地方最低賃金審議会は、7月2日に予定されており、今後10月1日発効を目指して精力的に審議に臨む。



連合本部 須田総合労働局長



連合北海道 永田組織労働局長



21人で1300枚を配布

最低賃金についてのご意見を連合北海道最賃対策委員会までお知らせ下さい。

TEL011-210-0050

FAX011-272-2255

メール: organization@rengo-hokkaido.gr.jp